

建築解体工事仕様書

I 工事概要

- 1 工事場所
- 2 地域地区
- 3 敷地面積
- 4 建物用途
- 5 棟別解体工事概要

No.	建物名称	建築種別	構造	階数	消防法の区分	建築面積(m ²)	延面積(m ²)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
合計							

II 工事仕様

- 1 共通事項

(1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という)による。
ただし、解体共通仕様書に規定されている項目以外は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版」(以下「改修標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版」(以下「電気改修標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」(以下「機械改修標準仕様書」という)による。

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
- 2 特記事項

(1) 章及び項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 (2) 特記事項は◎印を適用する。
 ◎印の無い場合は、*印のあるものを適用する。
 ◎印と⊙印のある場合はともに適用する。
 (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目・図または表を示す。

章	項目	特記事項											
一般共通事項	1 適用基準等	* 島根県建設副産物処理要領											
	2 電気保安技術者(1.3.3)	工事現場におく電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安の業務を行うものとする。											
	3 施工条件(1.3.5)	・ 施工時間帯指定()											
	4 交通安全管理(1.3.7)	以下のとおり、交通の誘導に係る業務に従事する者を配置すること。配置する位置は別に図示する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>人・日数</th> <th>交通安全管理の必要な作業等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導員A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導員B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通整理員</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)交通誘導員A、Bは警備業法に定める警備員とし、交通整理員については資格を問わない。 取扱いは「建築工事における交通誘導員等の取扱い基準」(営繕課HP掲載)による。</p>	名称	人・日数	交通安全管理の必要な作業等	交通誘導員A			交通誘導員B			交通整理員	
名称	人・日数	交通安全管理の必要な作業等											
交通誘導員A													
交通誘導員B													
交通整理員													

章	項目	特記事項																																																													
5	発生材の処理等(1.3.10)(4.4.1)(4.5.1)(5.4.1)	・ 引き渡しを要するもの() 産業廃棄物の処理及び再資源化を図るものは下記による <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品目</th> <th>搬出場所</th> <th>距離(Km)</th> <th>DID区間(有・無)</th> <th>処分費(有・無)</th> <th>備考(再資源化の有無等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定建設資材</td> <td>・ コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ アスファルト塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別管理産業廃棄物(4.5.1)による廃棄物その他</td> <td>・ コンクリート及び鉄筋から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ 木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ 石綿含有吹付け材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 石綿含有保温材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 石綿含有成形板</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ PCB含有建材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	品目	搬出場所	距離(Km)	DID区間(有・無)	処分費(有・無)	備考(再資源化の有無等)	特定建設資材	・ コンクリート塊					有	・ アスファルト塊					有	特別管理産業廃棄物(4.5.1)による廃棄物その他	・ コンクリート及び鉄筋から成る建設資材					有	・ 木材					有	・ 石綿含有吹付け材							・ 石綿含有保温材							・ 石綿含有成形板							・ PCB含有建材						
	項目	品目	搬出場所	距離(Km)	DID区間(有・無)	処分費(有・無)	備考(再資源化の有無等)																																																								
特定建設資材	・ コンクリート塊					有																																																									
	・ アスファルト塊					有																																																									
特別管理産業廃棄物(4.5.1)による廃棄物その他	・ コンクリート及び鉄筋から成る建設資材					有																																																									
	・ 木材					有																																																									
・ 石綿含有吹付け材																																																															
・ 石綿含有保温材																																																															
・ 石綿含有成形板																																																															
・ PCB含有建材																																																															
6	工事写真	下記のものを提出する。 仕様は、島根県建築工事写真取扱要領による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分類</th> <th>サイズ(mm)</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前及び工事中</td> <td>* カラー</td> <td>* 80×120程度</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>着工前及び完成時</td> <td>* カラー (着工前と解体後を対比したもの)</td> <td>* 80×120程度</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>電子データ</td> <td>デジタルカメラを使用した場合は、着工前、工事中写真及び完成写真のデータを記録したCD-R等を提出する。</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)フィルムカメラを使用する場合は監督職員と協議する。</p>	区分	分類	サイズ(mm)	提出部数	着工前及び工事中	* カラー	* 80×120程度	部	着工前及び完成時	* カラー (着工前と解体後を対比したもの)	* 80×120程度	部	電子データ	デジタルカメラを使用した場合は、着工前、工事中写真及び完成写真のデータを記録したCD-R等を提出する。		1部																																													
区分	分類	サイズ(mm)	提出部数																																																												
着工前及び工事中	* カラー	* 80×120程度	部																																																												
着工前及び完成時	* カラー (着工前と解体後を対比したもの)	* 80×120程度	部																																																												
電子データ	デジタルカメラを使用した場合は、着工前、工事中写真及び完成写真のデータを記録したCD-R等を提出する。		1部																																																												
7	完成図	下記のもの、完成後15日以内に提出する。 仕様は、島根県建築工事完成図取扱要領による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名・仕様</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>* 竣工図 製本サイズ(* A3縮小版)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上げ))</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>* 電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> <p>製本の取りまとめについては監督職員の指示による。 地下埋設物の明示方法は、「解体工事竣工図における地下埋設物の表記について(平成28年10月12日付け管財第596号)」による。 設計に関するCADデータを貸与するが、著作権者は、島根県にある。なお、貸与されたデータは、当該工事における施工図または完成図の作成のため以外に使用してはならない。</p>	品名・仕様	提出部数	* 竣工図 製本サイズ(* A3縮小版)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上げ))	部	* 電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)	1部																																																							
品名・仕様	提出部数																																																														
* 竣工図 製本サイズ(* A3縮小版)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上げ))	部																																																														
* 電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)	1部																																																														
8	特定元方事業者の指名	下記の者に、労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名を行う。 ・ 本工事の受注者 ・ 関連他工事の受注者()																																																													
9	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に関わる当該建物における使用権は発注者に委譲するものとする。																																																													
10	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の項目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。																																																													
11	事前調査等	受注者は以下の規定に基づき、特定建築材料等の有無を事前に調査し、発注者へ書面により説明すること。併せて調査結果の揭示及び所管労働基準監督署長並びに都道府県知事等への報告を行うこと。 (大気汚染防止法第18条の15、石綿障害予防規則第3条及び第4条の2)																																																													
12	関連他工事	・ ・																																																													
2	仮設工事	1 騒音・粉塵等の対策足場等(2.2.1~2)	防音等養生 ・ 防音パネル * 防音シート ・ 養生シート 材質() 設置範囲 ・ 図示の位置 ・ 外部足場全面 足場等の設置 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月24日策定)」による。																																																												

章	項目	特記事項
3	2 監督員事務所(2.3.1)	面積: m ² 程度 仕上げ: 備品: 設備:
	3 現場事務所	設置できる(・ 敷地内 ・ 敷地外(設置可能場所:))
	4 工用電力、水、その他	構内既存の施設 工用電力 ・ 利用できる(有償) ・ 利用できない 工用電力 ・ 利用できる(有償) ・ 利用できない
	5 仮囲い及び出入口	設置箇所・材質・構造及び設置期間は図示による。
	6 洗車場	設置箇所・材質・構造及び設置期間は図示による。
	7 木製安全施設製品(県産木材製品)	* 工用看板(表示板1, 400mm×500mm) 2台 * 工用バリケード 5台 * 工用標示板(表示板1, 400mm×1, 100mm) 台 (注) 取り扱い平成25年3月8日付第945号による
	3 解体施工	1 災害及び公害の防止 2 建築設備(3.4.1) 3 杭(3.9.2) 4 構内舗装、樹木等(3.11.1) 5 地下埋設物及び埋設配管(3.12.1) 6 埋戻し、盛土及び地均し(3.13.1)
4 建設廃棄物の処理	1 再資源化等(4.4.1) 2 処理に注意を要する建設廃棄物(4.5.1)	1章5項の表による 1章5項の表による
5 特別管理産業廃棄物の処理	1 施工計画調査(5.1.2)	分析調査 ・ PCBを含む可能性のある機器類 現場にてサンプルを採取し、含有の有無を分析する。 採取場所() 採取機器() 採取箇所数() ・ 廃油の種類 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 採取場所() 採取箇所数 部材が異なる毎に1箇所 ・ 廃酸又は廃アルカリの種類 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 採取場所() 採取箇所数 部材が異なる毎に1箇所 ・ ダイオキシソ類 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 採取場所() 採取箇所数() ・ 塗膜塗料に含まれる有害物質 現場にてサンプルを採取し、分析を行う。 有害物質の種類 ・ PCB ・ 鉛 ・ クロム 採取場所() 採取箇所数()

章	項目	特記事項																																																																																																									
6	2 処理等(5.4.1)	・ PCB含有シーリング材 事前調査等 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所() 採取箇所数 部材が異なる毎に1箇所 ・ 廃油 熱源の残油の処理(オイルタンク及び配管内含む) タンク内部の清掃 行う ・ 廃酸・廃アルカリ 臭化リチウム回収、破壊処理 対象機器() ・ ダイオキシソ類 回収・処理方法 * 図示による																																																																																																									
	1 施工業者 2 調査	・ 「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」の証明を有する工法の施工業者 * 石綿含有建材の事前調査 工事の着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う 貸与資料() ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライド、トレモライト 分析方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>分析方法(定性)</th> <th>分析方法(定量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2</td> <td>JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 箇所</td> <td>・ 箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ・ 図示 ・</p> <p>測定時期、場所及び測定点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点(各施工箇所ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>測定1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内</td> <td>・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定2</td> <td></td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>・ 各1点 ・ 各2点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定3</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業室内</td> <td>・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点</td> </tr> <tr> <td>*</td> <td>測定4</td> <td></td> <td>セキユリゾーン入口</td> <td>・ 各1点 ・ 各2点</td> </tr> <tr> <td>*</td> <td>測定5</td> <td></td> <td>集じん・排気装置の排出口</td> <td>出口吹出し風速 1m/sec以下の位置(処理作業室外の場合)</td> </tr> <tr> <td>*</td> <td>測定6</td> <td></td> <td>処理作業室外</td> <td>・ 各1点 ・ 4方向各1点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>施工区画周辺 ・ 敷地境界</td> <td></td> </tr> <tr> <td>*</td> <td>測定7</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業室内</td> <td>・ 各1点 ・ 各2点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(シート養生中)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定8</td> <td>処理作業後</td> <td>処理作業室内</td> <td>・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>測定9</td> <td>(シート撤去後)</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>・ 各1点 ・ 各2点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1週間以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>測定方法 ・ 自動測定器による測定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定名称</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 測定4 ・ 測定5</td> <td>粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、</td> </tr> <tr> <td>・ 測定()</td> <td>繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ JIS K 3850-1に基づいた測定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定名称</th> <th>メンブレンフィルタ直径(mm)</th> <th>試料の吸引流量(l/min)</th> <th>試料の吸引時間(min)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 測定4 ・ 測定5 ・ 測定()</td> <td>25</td> <td>5</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>・ 測定()</td> <td>47</td> <td>10</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>・ 測定()</td> <td>47</td> <td>10</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>・ 測定()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </p> </p></p>	材料名	分析方法(定性)	分析方法(定量)		JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4		・ 箇所	・ 箇所		・ 箇所	・ 箇所		・ 箇所	・ 箇所	適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点	・	測定2		調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点	・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点	*	測定4		セキユリゾーン入口	・ 各1点 ・ 各2点	*	測定5		集じん・排気装置の排出口	出口吹出し風速 1m/sec以下の位置(処理作業室外の場合)	*	測定6		処理作業室外	・ 各1点 ・ 4方向各1点				施工区画周辺 ・ 敷地境界		*	測定7	処理作業後	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点				(シート養生中)		・	測定8	処理作業後	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点	・	測定9	(シート撤去後)	調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点				1週間以内		測定名称	測定方法	・ 測定4 ・ 測定5	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、	・ 測定()	繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定	測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(l/min)	試料の吸引時間(min)	・ 測定4 ・ 測定5 ・ 測定()	25	5	30	・ 測定()	47	10	120	・ 測定()	47	10	240	・ 測定()		
材料名	分析方法(定性)	分析方法(定量)																																																																																																									
	JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4																																																																																																									
	・ 箇所	・ 箇所																																																																																																									
	・ 箇所	・ 箇所																																																																																																									
	・ 箇所	・ 箇所																																																																																																									
適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)																																																																																																							
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点																																																																																																							
・	測定2		調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点																																																																																																							
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点																																																																																																							
*	測定4		セキユリゾーン入口	・ 各1点 ・ 各2点																																																																																																							
*	測定5		集じん・排気装置の排出口	出口吹出し風速 1m/sec以下の位置(処理作業室外の場合)																																																																																																							
*	測定6		処理作業室外	・ 各1点 ・ 4方向各1点																																																																																																							
			施工区画周辺 ・ 敷地境界																																																																																																								
*	測定7	処理作業後	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点																																																																																																							
			(シート養生中)																																																																																																								
・	測定8	処理作業後	処理作業室内	・ 各1点 ・ 各2点 ・ 各3点																																																																																																							
・	測定9	(シート撤去後)	調査対象室外部の付近	・ 各1点 ・ 各2点																																																																																																							
			1週間以内																																																																																																								
測定名称	測定方法																																																																																																										
・ 測定4 ・ 測定5	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、																																																																																																										
・ 測定()	繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定																																																																																																										
測定名称	メンブレンフィルタ直径(mm)	試料の吸引流量(l/min)	試料の吸引時間(min)																																																																																																								
・ 測定4 ・ 測定5 ・ 測定()	25	5	30																																																																																																								
・ 測定()	47	10	120																																																																																																								
・ 測定()	47	10	240																																																																																																								
・ 測定()																																																																																																											
7	3 石綿粉じん濃度測定(6.1.3)																																																																																																										
	4 石綿含有吹付け材の除去(6.3.1~4)	・ 石綿含有吹付け材の除去 除去範囲 * 図示 除去工法 * 解体共通仕様書6.3.2(1)による 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置 * 湿潤化 ・ 固形化 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																																																																																																									
8	5 石綿含有保温材等の除去(6.4.1~3)	・ 石綿含有保温材等の除去 除去範囲 * 図示 除去工法 * 原形のまま、手ばらし ・ 破砕して除去 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)																																																																																																									

図面番号	工事名	図面種別	縮尺	設計・年月	担当者
()					設計者

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
	6 石綿含有成形板の除去 (6.5.1~4)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去 <ul style="list-style-type: none"> 除去範囲 * 図示 除去した石綿含有吹保温材等の処分 <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有せっこうボード <ul style="list-style-type: none"> * 埋立処分（管理型最終処分場） 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 <ul style="list-style-type: none"> * 埋立処分（安定型最終処分場） * 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去 <ul style="list-style-type: none"> 除去範囲 * 図示 養生方法 除去した石綿含有吹保温材等の処分 <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有せっこうボード <ul style="list-style-type: none"> * 埋立処分（管理型最終処分場） 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 <ul style="list-style-type: none"> * 埋立処分（安定型最終処分場） * 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 									
	7 石綿含有仕上塗材の除去 (6.6.1~5)	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 <ul style="list-style-type: none"> 下記以外は、解体共通仕様書6.1、6.2.1~6.2.4及び6.2.6による 除去工法 <ul style="list-style-type: none"> * 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第6条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法 * 集じん装置併用手工具ケレン工法 * 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30~50MPa程度） * 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上） * 超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用） * 剥離剤併用手工具ケレン工法 * 剥離剤併用高圧水洗工法（30~50MPa程度） * 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa程度） * 剥離剤併用超音波ケレン工法 * 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 除去対象範囲 * 図示 作業場の隔離 * 行わない ・ 行う 試験施工 * 行わない ・ 行う 除去した石綿含有仕上塗材の処分 <ul style="list-style-type: none"> * 埋立処分（安定型最終処分場） * 埋立処分（管理型最終処分場） * 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分 <ul style="list-style-type: none"> * 解体共通仕様書6.3.3による 確認及び後片付け <ul style="list-style-type: none"> * 解体共通仕様書6.3.4の(7)、(i)、(j)及び(カ)による 									
	8 石綿含有建築設備の除去	<p>配管及びダクトの撤去は当該フランジ部分を残して切断し、パッキンを含む部材は適正に処理する。</p>									
7	特殊な建設副産物の処理 (7.3.1)	<ul style="list-style-type: none"> 分析調査 <ul style="list-style-type: none"> * 行う（対象は図示による） * 行わない フロン回収、破壊処理 <ul style="list-style-type: none"> 対象機器（ ） 対象機器（ ） ハロン回収 <ul style="list-style-type: none"> 対象機器（ ） 放射性同位元素 <ul style="list-style-type: none"> 対象機器（ ） 六ふっ化硫黄ガス <ul style="list-style-type: none"> 対象機器（ ） PFOS <ul style="list-style-type: none"> 対象機器（ ） 特定化学物質障害予防規則による特定化学物質 <ul style="list-style-type: none"> 対象物質（ ） 									
図面番号	工 事 名		図面種別	縮 尺	設計・年月		担 当 者				
()											
									設計者		